

東広島市監査公表第7号

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、平成28年度随時監査を実施し、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので公表する。

平成29年3月27日

東広島市監査委員	水	戸	晃
同	重	河	格
同	小	川	宏子

随時監査結果報告書

第1 監査の対象

平成28年度における工事の執行状況

工 事 名	所 管 部 課 名
(1) 平成28年度 市道整備事業 大河内大沢線道路改良工事（橋梁上部工）	建設部 道路建設課
(2) 平成28年度 橋梁長期保全事業 柳国大橋橋梁補修工事	建設部 維持課

第2 監査の実施期間

平成28年12月20日から平成29年3月17日まで

第3 監査の方法

監査の対象工事について、公益社団法人大阪技術振興協会に技術的な調査を委託し、設計図書及びその他関係書類を審査するとともに、関係職員から説明を聴取し、施工状況について工事現場の現地調査を行った。

第4 監査の結果

各工事の執行状況（平成29年2月28日現在）については、次のとおりである。

(1) 平成28年度 市道整備事業 大河内大沢線道路改良工事（橋梁上部工）

請 負 金 額	175,601,736円
工 期	平成28年9月17日～平成29年8月28日
工事請負業者	株式会社エム・テック 広島支店
工事進捗率	40.7%

(2) 平成28年度 橋梁長期保全事業 柳国大橋橋梁補修工事

請 負 金 額	50,491,080円
工 期	平成28年10月27日～平成29年3月31日
工事請負業者	光元設備工業株式会社
工事進捗率	51.8%

工事の設計、積算、契約、施工、監理、試験、検査等の各段階における技術的事項の実施態様について、書類審査並びに工事現場の現地調査を行った結果、各工事ともおおむね適正な設計及び管理に基づいて進めており、総合的には良好な施工状況と認められた。

随時監査結果報告書

第1 監査の対象部局

学校教育部 教育総務課

第2 監査対象事項

平成28年度の同時期に施工した八本松小学校に係る次の4件の修繕工事を対象とした。

- | | | |
|---|-------------|----------|
| ① | 1階校舎出入口建具修繕 | 497,880円 |
| ② | 1階東側廊下建具修繕 | 496,800円 |
| ③ | 2階校舎出入口建具修繕 | 495,720円 |
| ④ | 2階東側廊下建具修繕 | 498,960円 |

第3 監査の実施期間

平成28年12月26日から平成29年3月17日まで

第4 監査の着眼点

予算の執行は適正かつ効率的に行われているか

第5 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、検査・照合により財務事務が適正に執行されているか審査するとともに、実地調査及び関係職員からの説明聴取により実施した。

第6 監査の結果

1 修繕工事の経緯及び内容

八本松小学校校舎の1階と2階の校舎出入口は、児童が頻繁に通行するにもかかわらず一般的な2枚の引き違い戸であったため間口の2分の1が使用できず、児童や給食用のワゴンの通行に支障をきたしていた。そのため学校現場からは改善要望が出されていた。

教育総務課では、これを改善するため2枚の戸を壁側に収納し全開できるよう改修することとし、平成28年7月から8月にかけて業者に修繕工事を発注し施工した。

2 事実関係の確認

関係書類を審査したところ、4件の修繕工事はそれぞれに業者への見積依頼の起案が

あり、関係書類は整理されていた。しかし、現地を確認したところ修繕箇所は1階校舎出入口と2階校舎出入口の2箇所のみであった。

これについて、担当課に確認したところ、2箇所の修繕工事の見積りを業者に依頼したが、1箇所につき100万円弱の見積書が提出されたため、随意契約で発注できる50万円以下に分割することとし、業者に指示し4件の修繕工事として処理していた。

第7 監査意見

随意契約とするために2件の修繕工事を4件に分割して発注しているが、このような行為は、市に対し業者に不信感を抱かせることとなり、また、不適切な支出にも繋がりがねないものである。

今後は、関係規定に従い適正に事務が執行されるよう必要な措置を講じられたい。